

居宅療養管理指導・訪問看護・訪問リハ・
通所リハは6月施行、他は4月施行に

12月18日の介護給付費分科会では、委員の意見を踏まえた「令和6年度介護報酬改定に関する審議報告」修正版が新たに示され、これを了承しました。又、報酬改定の時期について、医療系の居宅療養管理指導・訪問看護・訪問リハ・通所リハの4サービスは、**診療報酬と合わせて6月施行**とする、他のサービスは介護保険事業（支援）計画と揃えて**4月施行**とする方針を明らかにしました。

1. 主なサービスの改定事項

1. 訪問介護

- ①訪問介護における**特定事業所加算**の見直し
- ②**業務継続計画未策定**事業所に対する**減算**の導入
- ③高齢者虐待防止の推進
- ④身体的拘束等の適正化の推進
- ⑤訪問系サービスにおける**認知症専門ケア加算**の見直し
- ⑥訪問系サービス及び短期入所系サービスにおける**口腔管理に係る連携**の強化
- ⑦介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算の**一本化**
- ⑧**テレワーク**の取扱い
- ⑨訪問介護における**同一建物等居住者**にサービス提供する場合の報酬の見直し
- ⑩特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する者へのサービス提供加算の**対象地域の明確化**
- ⑪**特別地域加算**の対象地域の見直し

2. 通所介護・地域密着型通所介護

- ①豪雪地帯等において急な気象状況の悪化等があった場合の通所介護費等の**所要時間の取扱い**の明確化
- ②**業務継続計画未策定**事業所に対する**減算**の導入
- ③高齢者虐待防止の推進
- ④身体的拘束等の適正化の推進
- ⑤通所介護・地域密着型通所介護における**認知症加算**の見直し
- ⑥リハビリテーション・個別機能訓練、口腔管理、栄養管理に係る**一体的計画書**の見直し
- ⑦通所介護等における**入浴介助加算**の見直し
- ⑧**科学的介護推進体制加算**の見直し
- ⑨アウトカム評価の充実のための**ADL維持等加算**の見直し
- ⑩介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算の**一本化**
- ⑪**テレワーク**の取扱い
- ⑫**外国人介護人材**に係る人員配置基準上の取扱いの見直し
- ⑬通所介護、地域密着型通所介護における**個別機能訓練加算の人員配置要件の緩和**及び評価の見直し
- ⑭特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する者へのサービス提供加算の**対象地域の明確化**
- ⑮通所系サービスにおける**送迎に係る取扱い**の明確化

3. 居宅介護支援

- ①居宅介護支援における**特定事業所加算**の見直し
- ②居宅介護支援事業者が市町村から指定を受けて**介護予防支援を行う場合の取扱い（予防のみ）**
- ③他のサービス事業所との**連携によるモニタリング**
- ④入院時情報連携加算の見直し
- ⑤通院時情報連携加算の見直し
- ⑥**ターミナルケアマネジメント加算**等の見直し
- ⑦**業務継続計画未策定**事業所に対する**減算**の導入
- ⑧高齢者虐待防止の推進
- ⑨身体的拘束等の適正化の推進★
- ⑩ケアプラン作成に係る「**主治の医師等**」の明確化
- ⑪**テレワーク**の取扱い
- ⑫公正中立性の確保のための取組の見直し
- ⑬介護支援専門員1人当たりの**取扱件数（報酬）**
- ⑭介護支援専門員1人当たりの**取扱件数（基準）**
- ⑮**同一建物**に居住する利用者へのケアマネジメント
- ⑯特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する者へのサービス提供加算の**対象地域の明確化**
- ⑰特別地域加算の対象地域の見直し

民間介護事業推進委員会からの意見

「地域の実情に応じた柔軟かつ効率的な取組」について、中山間地域や豪雪地帯での継続的なサービス提供が困難な状況に対して、特例的な措置が設けられていることに異論はない。加えて、今後ピークが訪れる都市部の実情も考えておかなければならない。東京都が10月に発表した「介護報酬改定における緊急提言」において近年の人件費や物件費、土地建物の取得費、家賃の上昇が全国と比較しても経営への影響が極めて深刻であると示されており、**都市部ならではの地域の実情**も勘案すべきである。

サービスの質を考える時に、介護職の個人の質は重要な要素である。人材不足下にある現状では、働く側の売り手市場であり、選ぶことが出来ないのが現状で、人材の質が多様化、低下している面は否めない。事業所の質を保つためには、職員の指導、育成、集団の管理・統制がよりしっかりしたものにする必要がある。70歳超の人や外国人など多様な人材を束ねるリーダーの手腕次第という側面がある。介護保険で位置づけられている専門職の管理者だけでなく、人を活用でき、生産性を向上させられる管理者、**人材を活用できる（必ずしも専門職とは限らない）管理者を配置できるルート**を考えるべき